○一・○二	牛（生きているものに限る。）			
	家畜のもの			
○一○二・二一	純粋種の繁殖用のもの		A	
○一○二・二九	その他のもの			
	一頭の重量が三○○キログラム以下のもの	一頭につき三八、二五○円	PS	(1)
	その他のもの	一頭につき六三、七五○円	PS	(2)
	水牛			
○一○二・三一	純粋種の繁殖用のもの		A	
○一○二・三九	その他のもの		A	
○一○二・九○	その他のもの			
	純粋種の繁殖用のもの		A	
	その他のもの			
	一頭の重量が三○○キログラム以下のもの	一頭につき三八、二五○円	PS	(1)
	その他のもの	一頭につき六三、七五○円	PS	(2)
○一・○三	豚（生きているものに限る。）			
○一○三・一○	純粋種の繁殖用のもの		A	
	その他のもの			
○一○三・九一	一頭の重量が五○キログラム未満のもの		X	
○一○三・九二	一頭の重量が五○キログラム以上のもの		X	
○一・○四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）		A	
○一・○五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）		A	
○一・○六	その他の動物（生きているものに限る。）		A	
第二類	肉及び食用のくず肉			
○二・○一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	三八・五％	PS＊	(3)
○二・○二	牛の肉（冷凍したものに限る。）	三八・五％	PS＊＊	(4)
○二・○三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			
	生鮮のもの及び冷蔵したもの			
○二○三・一一	枝肉及び半丸枝肉			
	いのししのもの		A	
	その他のもの＊		Q	(35)
○二○三・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）			
	いのししのもの		A	
	その他のもの＊＊		Q	(35)
○二○三・一九	その他のもの			
	いのししのもの		A	
	その他のもの＊＊		Q	(35)
	冷凍したもの			
○二○三・二一	枝肉及び半丸枝肉			
	いのししのもの		A	
	その他のもの＊		Q	(35)
○二○三・二二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）			
	いのししのもの		A	
	その他のもの＊＊		Q	(35)
○二○三・二九	その他のもの			
	いのししのもの		A	
	その他のもの＊＊		Q	(35)
○二・○四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A	
○二○五・○○	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A	
○二・○六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			
○二○六・一○	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
	ほほ肉及び頭肉＊＊		QS	(36)
	その他のもの			
	臓器及び舌＊		QS	(36)
	その他のもの＊＊＊		QS	(36)
	牛のもの（冷凍したものに限る。）			
○二○六・二一	舌＊		QS	(36)
○二○六・二二	肝臓＊		QS	(36)
○二○六・二九	その他のもの			
	ほほ肉及び頭肉＊＊		QS	(36)
	その他のもの			
	臓器＊		QS	(36)
	その他のもの＊＊＊		QS	(36)
○二○六・三○	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
	いのししのもの		A	
	その他のもの		R	
	豚のもの（冷凍したものに限る。）			
○二○六・四一	肝臓			
	いのししのもの		A	
	その他のもの		R	
○二○六・四九	その他のもの			
	いのししのもの		A	
	その他のもの			
	臓器＊＊		Q	(35)
	その他のもの		X	
○二○六・八○	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	
○二○六・九○	その他のもの（冷凍したものに限る。）		A	
○二・○七	肉及び食用のくず肉で、第○一・○五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）			
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの			
○二○七・一一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）＊		Q	(37)
○二○七・一二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）＊		Q	(37)
○二○七・一三	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
	骨付きのもも＊＊		Q	(37)
	その他のもの＊		Q	(37)
○二○七・一四	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）			
	肝臓		A	
	その他のもの			
	骨付きのもも＊＊＊		Q	(37)
	その他のもの＊＊＊＊		Q	(37)
	七面鳥のもの			
○二○七・二四	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	
○二○七・二五	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		A	
○二○七・二六	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	
○二○七・二七	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）		A	
	あひるのもの			
○二○七・四一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	
○二○七・四二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		A	